

## 自治会等広報コンクール募集要項

### (目的)

第1 藤沢町住民自治協議会（以下、「協議会」という。）は、藤沢地域内 43 自治会並びに 8 地区自治協議会で発行している「広報」を募集し、各自治会等の情報を相互に把握、交換することにより、広報活動の向上と自治会等の活動活性化に資することを目的に、自治会等広報コンクール（以下、「コンクール」という。）を実施するものとする。

### (主催)

第2 この事業の主催は藤沢町住民自治協議会とし、広報部会が主管する。

### (募集作品)

第3 募集作品は、藤沢地域内の単位自治会並びに地区協議会とし、会員への情報共有と発信の手段として年1回以上の広報を発行しているものとする。

2 自治会等広報とは、新聞型式のものをいう。（行事等の周知文書は含まない。）

### (応募方法)

第4 令和3年11月から令和4年10月の間に発行されたものの中から1点を選び、応募用紙と応募作品を添えて、1部を協議会事務局に提出するものとする。

### (応募期間)

第5 応募期間は、令和4年11月1日（金）から令和4年11月30日（水）までとする。

### (審査)

第6 応募作品は外部審査員が審査し、次の賞を決定するものとする。

- (1) 最優秀賞 1点
- (2) 優秀賞 4点以内

### (表彰)

第7 決定した作品は令和5年2月開催の地域づくりフォーラムの「藤沢町いいね大賞」において表彰するものとする。

### (作品展示)

第8 応募のあった自治会等広報は、地域づくりフォーラム会場及び一関市藤沢市民センターロビーに展示し、広く市民に周知するものとする。

2 応募のあった自治会等広報は、返却しないものとする。

### (その他)

第9 この要項に定めるもののほか、必要な事項は広報部会において協議し、会長が別に定める。

### (附則)

この要項は、令和4年10月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

ただし、募集作品は第4の規定に基づき、令和3年11月発行分から適用する。